

福岡県ホームレス自立支援実施計画

平成16年3月

福岡県

目 次

第 1	はじめに	2
1	実施計画の目的	2
2	実施計画の位置付け	4
3	実施計画の期間	5
4	現状に対する認識	6
	(1) ホームレス問題の背景と要因等	6
	(2) 本県のホームレスの現状	6
	(3) 本県のホームレス対策等の現状	10
	(4) 本県のホームレスに関する問題の現状	10
	(5) ホームレス問題の見通し	10
第 2	実施計画の基本的な考え方及び施策	12
1	基本的な考え方	12
2	施策	14
	(1) 総合的な相談体制の構築	14
	(2) 保健・医療の確保	16
	(3) 安定した居住の場所の確保	16
	(4) 就業活動の支援	17
	(5) 総合的な自立支援を図る場の確保	18
	(6) 生活保護法による保護の実施等	19
	(7) ホームレス問題への理解促進と人権への配慮	20
	(8) 地域における生活環境の確保	21
	(9) 民間団体との連携の強化	23
	(10) 地域福祉の推進	24
第 3	実施計画の推進体制	26
	用語の解説	27

第1 はじめに

1 実施計画の目的

近年の経済・雇用情勢等を反映してホームレスが増加し、大都市部を中心とした社会問題となっている。

平成14年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下、「法」という。）が制定され、国の責務が定められるとともに、地方公共団体は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し実施することとされた。

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいい、その多くは、単に家がないという物理的状況のみならず家庭や家族的な共同体、きずなが崩壊している。その中には自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在するが、近年その数が急増し、地域社会とのあつれきが生じるなど社会問題となっている。特に本県では、ホームレス数の増加が顕著であり、近年の厳しい雇用状況等から、この傾向は今後も続くものと考えられる。

本計画は、法第9条第1項に基づき、ホームレス問題の実情に応じた施策を実施するために策定する計画であり、その目的は次のとおりである。

- 1 生活相談・指導及び保健・医療の実施並びに居住場所及び就業等に関する支援の実施により、自立の意思があるホームレスを自立させること。
「自立」とは、ホームレスが野宿生活を脱し、自らの意思で安定した生活を営むこと、地域のなかで家族、友人、知人など人との関わりを持ちながら、社会的生活を営むことをいう。
- 2 「共助」の地域社会づくりを推進することなどを通じて、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者が新たにホームレスとなることを防止すること。また、一旦ホームレスを脱した者が孤独や絶望などから再びホームレスとなることを防止すること。
- 3 ホームレスの自立の支援等を通じて、ホームレスの問題の解決を図ること。

（参考）「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」第9条

（実施計画）

第9条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

- 2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 3 都道府県及び市町村は、第1項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

2 実施計画の位置付け

本計画は、本県におけるホームレス施策を、福祉、住宅、労働等に関する施策や計画との連携を図りながら、計画的、総合的に進めるための計画である。

本計画は、法の趣旨及び「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成15年7月31日、厚生労働省・国土交通省告示第1号）」（以下、「基本方針」という。）に即して策定する計画である。

本計画は、「法第9条第2項に基づき県内の市町村が策定する実施計画」及びこれに基づく支援施策と連携する計画である。

本計画は、第1の4「現状に対する認識」に基づいて、第2の1「基本的な考え方」を整理している。「基本的な考え方」においては、県及び市町村に共通した施策の方向性とそれぞれの役割分担を掲げている。また、第2の2「施策」では10項目を掲げ、それぞれの項目ごとに、「施策の基本的な考え方」において、各個別施策に係る県及び市町村に共通した課題を提示し、「具体的施策及びその内容」においては、県が実施主体となって実施する施策を掲げている。

3 実施計画の期間

本計画の期間は、基本方針をふまえ平成16年度から平成20年度までの5年間とする。但し、特別の事情がある場合には、この限りではない。

なお、計画期間の満了前にホームレスの実態把握、関係機関、民間団体からの意見聴取を行い、本計画に定めた施策の評価を行い、その後の施策及び計画に反映させるものとする。

4 現状に対する認識

本計画は以下のような現状認識にたって策定したものである。

(1) ホームレス問題の背景と要因等

ホームレス問題の要因、背景等については、「ホームレスの自立支援方策に関する研究会（注1）」による報告書「ホームレスの自立支援方策について」（平成12年3月8日）によれば、概ね次のとおりとされている。

ホームレス問題は、仕事、家族、住居等社会経済問題が複合的に絡みあって生じる一つの貧困問題である。

仕事の問題から見ると、近年、雇用構造の変化により、終身雇用が揺らぐとともに、日雇労働市場も建設土木業界の機械化が進むなどにより縮小している。

家族の問題から見ると、ホームレスの大半が中高年齢層の男性で、結婚歴がないか離婚等をしている者が多いため、家族の支援が得られにくく、更に仕事を失うことによって、一般社会から孤立しやすい。

最近では、何らかの理由により家を失ったり、家賃の滞納による立ち退きや夫の暴力からの逃避などにより、女性や家族のホームレスが一部にみられるようになっている。

社会保障に関わる各種サービスは職域や地域などとの関連が重視される部分が多いことから、職域も地域も持たないホームレスが対象とならないケースが多い。

(2) 本県のホームレスの現状

国では、平成11年から平成13年にかけて全国のホームレスの人数調査を3回にわたって実施しており、この調査によって本県のホームレスの数の概数が把握されていた。

こうした中、法において、国が地方自治体の協力を得てホームレスの実態調査を行うこととされ、平成15年1月から2月にかけて、すべての市町村を対象に統一した調査方法による全国調査（以下、「ホームレス実態調査」

という。)が初めて実施され、本県においては、以下のような結果が得られた。

本県のホームレスの数

目視調査により確認したところ、1,187 人であった。その内訳は以下のとおりとなっている。

ア 市町村別内訳

政令市	福岡市	607 人 (51.1%)
	北九州市	421 人 (35.5%)
	小 計	1,028 人 (86.6%)
その他	久留米市	58 人 (4.9%)
	春日市	40 人 (3.4%)
	大牟田市	20 人 (1.7%)
	その他	41 人 (3.5%)
	小 計	159 人 (13.4%)
県 計		1,187 人 (100.0%)

前回調査(平成13年9月)との比較

前回調査時の 670 人から 1,187 人へと 517 人、77%の急激な増加を示している。

また、ホームレスが 1 人以上確認された市町村の数は、8 市 5 町計 13 市町から 13 市 9 町計 22 市町へと増加している。

イ 男女別内訳

男 1,024 人 (86.3%)、女 81 人 (6.8%)、不明 82 人 (6.9%) となっている。

ウ 野宿場所

公園 552 人 (46.5%)、道路 170 人 (14.3%)、河川 105 人 (8.8%)、駅舎 90 人 (7.6%)、その他施設 270 人 (22.7%) となっている。

ホームレスの生活実態

今回の調査では、本県においてはホームレスの数が 100 人を超える福岡市と北九州市において個別面接調査(福岡市で 88 人、北九州市で 128 人)が行われた。ここでは福岡市と北九州市のホームレスの数(福岡市 607 人、北九州市 421 人)の比率を考慮し、無作為抽出した 100 人(福岡市 60 人、北九州市 40 人)の個別調査結果をまとめておく。なお、以下の記述の比率については、有効回答数を母数としている。

ア 年齢

平均年齢は55.3歳（全国55.9歳）となっている。全体の75.5%を50歳代・60歳代の中高年齢層が占めている。

イ 野宿生活の状況

直近のホームレスになってからの期間

「1年未満」が37.0%（全国30.8%）と、全国と比較して6.2%高くなっている。本県において、ここ1年間でホームレスが急増したことが推察される。

仕事の状況

「収入のある仕事をしている」が50.0%（全国64.7%）と半数いる。仕事の内容は、「廃品回収（アルミ缶、ダンボール・本集め等）」が69.4%（全国73.3%）と最も多い。

ウ 野宿生活までのいきさつ

直前の職業

建設業関係52.7%（全国55.2%）、サービス業関係11.8%（全国8.9%）、製造業関係10.8%（全国10.5%）となっており、全国と比較して、若干ではあるが建設業関係の割合が低く、サービス業関係の割合が高くなっている。

直前職の雇用形態

「常勤職員・従業員（正社員）」52.6%（全国39.8%）、「日雇」23.2%（全国36.1%）と全国と比較して常勤職員から直接ホームレスとなった者の多さが際だっている。

野宿生活に至った理由

「倒産・失業」が30.6%（全国32.9%）、「仕事が減った」20.4%（全国35.6%）、「家庭内のいざこざ」13.3%（全国7.4%）、「飲酒・ギャンブル」7.1%（全国5.8%）と、全国と比較して経済的要因の占める割合は低いものの上位を占めている。

直前の居住地

今回の野宿生活に入る前に住んでいた場所について、「現在路上生活をしている都道府県（福岡県）外」と答えた者が37.9%（全国31.5%）となっており、全国と比較して県境を越えての流入が多くなっている。

エ 健康状態と福祉制度等の利用状況

現在の健康状態

身体の不調を訴えている者が51.0%（全国47.4%）、このうち何らの治療も受けていない者が68.0%（全国68.4%）となっている。

福祉制度等の利用状況

これまでに福祉事務所へ相談に行ったことがある者が34.0%（全国33.1%）と3人に一人にとどまっている。また、これまでに生活保護を受給したことがある者は22.0%（全国24.5%）となっている。

自立支援センター等の利用希望

緊急一時宿泊施設（シェルター）（注2）の利用を希望する者が51.0%（全国38.7%）、自立支援センター（注3）の利用を希望する者は56.0%（全国38.9%）と高い割合を示している。

オ 自立について

自立に向けての今後の希望

「きちんと就職して働きたい」が37.8%（全国49.7%）、「今のままでいい」が21.4%（全国13.1%）、「就職できないので福祉を利用して生活したい」が6.1%（全国7.5%）等となっている。全国と比較すると消極性が目立っている。

なお、野宿期間との関係では、野宿期間1年未満の者の48.6%が「きちんと就職して働きたい」と答え、野宿期間1年以上では30.2%にとどまっている。野宿期間が長くなるほど自立意欲の減退がみられる。

カ 人権問題

人権問題について相談したいこと

「近隣住民等からの嫌がらせ」と答えた者12.2%（全国7.4%）、「通行人からの暴力」と答えた者11.2%（全国8.9%）と、全国と比較して人権問題・犯罪被害の発生率が高くなっている。

キ 生活歴

家族との連絡状況

この一年間家族との連絡が絶えている者の割合は、76.0%（全国77.1%）。結婚歴のある者は、66.7%（全国53.4%）と全国より高い割合になっている。

ク 行政への要望・意見

住居関連の要望が最も多く 28.1%（全国 9.6%）となっている。以下、仕事関連 20.8%（全国 27.1%）、健康関連 3.1%（全国 3.8%）となっている。全国と比べると住居関連の要望・意見が高くなっている。

（３）本県のホームレス対策等の現状

県及び市町村の状況

本県においては、平成 13 年度から県、北九州市、福岡市、久留米市、春日市、大牟田市による連絡会議を設置し、生活保護を中心とした既存の福祉施策の活用により対応が図られてきた。ホームレスに対する生活保護は、救急搬送時の医療扶助の支給、救護施設（注 4）への入所等に適用されている。

また、結核対策の一環としてホームレスの多い北九州市、福岡市及び久留米市において結核検診が実施されている。

県内のホームレス関連の N P O（注 5）

本県における N P O には、炊き出しや生活物資の提供等の緊急的支援にとどまらず、幅広く自立支援活動を行っている団体もある。

これらの団体は、その活動に共鳴する市民、企業等の寄付金やボランティアによる人的支援に支えられている。

（４）本県のホームレスに関する問題の現状

本県においては、公園等公共施設を占有するホームレスの増加に伴い、施設を安心して利用できない等の苦情が施設管理者に対して数多く寄せられる等地域住民とのあつれきも生じている。一方、ホームレス実態調査によれば、9 人に一人が地域住民から嫌がらせや暴力を受けたとしている。

また、路上の劣悪な生活環境の中で健康を害し、医療機関に緊急搬送される者や自殺、路上死に至る者もある。

（５）ホームレス問題の見通し

現下の厳しい経済雇用情勢の下、今後もホームレスの増加傾向は続くと思われる。ホームレスに関する様々な問題は一層深刻さを増すものと考えられる。また、配偶者からの暴力（DV）（注 6）、フリーター等社会保険未加入者の増加、多重債務問題、家族や近親者の扶養機能の低下と地域住民の社会的つながりの希薄化（注 7）等を背景として、子供を抱えた女性や家族、若年層のホームレス等、今回の調査によれば従来あまり見られなかったタイプのホームレスの増加する傾向が懸念される。

ホームレスを取り巻く社会経済雇用情勢

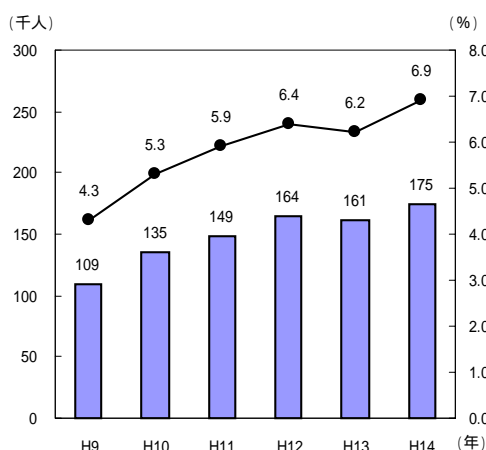
ホームレスの増加の背景には、社会経済的背景が密接に関わっていると考えられる。

福岡県における雇用情勢をみると、平成14年の完全失業率は、6.9%と全国5.4%より高くなっている。

また、福岡県の企業倒産状況をみると、平成14年の倒産件数は696件、業種別には建設業が315件と全体の4割強を占めている。このような建設業の不振に加えて、建設現場における機械化や公共工事の減少によって建設関連の日雇労働需要が大幅に減少しており、日雇就労延数では平成13年度で2万9千件と、平成9年度の約3分の1程度に低下している。

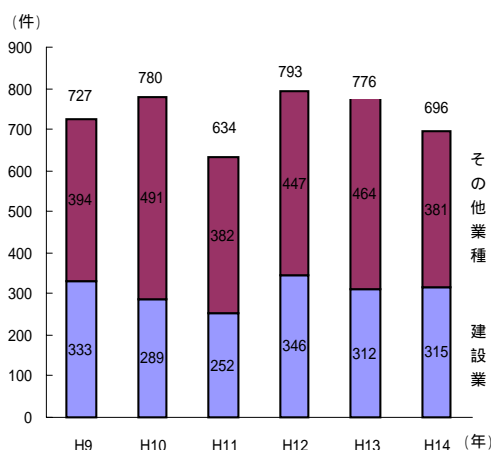
また、自己破産件数は、平成13年で9,854件と、平成9年のほぼ2倍になっている。

完全失業者数・失業率の推移（福岡県）



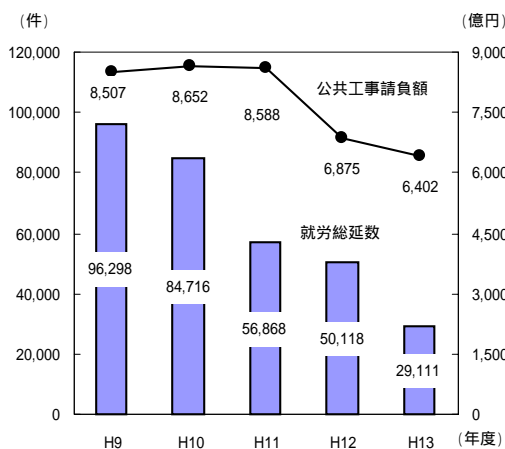
資料) 総務省統計局「労働力調査」

倒産件数の推移（福岡県）



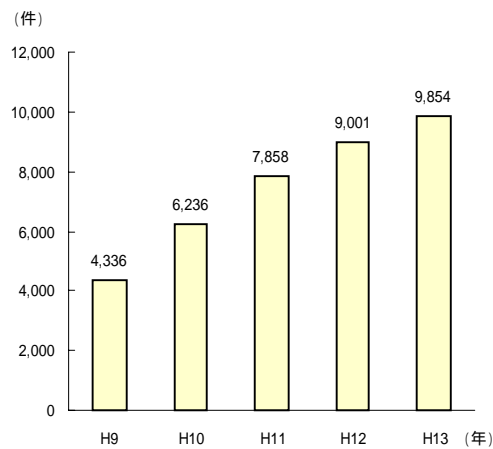
資料) 帝国データバンク「九州・沖縄地区企業倒産集計」

日雇就労延数・公共工事請負額の推移（福岡県）



資料) 福岡労働局「職業安定業務年報」資料)

自己破産件数の推移（福岡県）



資料) 厚生労働省「職業安定業務年報」

第2 実施計画の基本的な考え方及び施策

1 基本的な考え方

本計画は、基本方針並びに本県におけるホームレス問題の現状をふまえて、本県における施策の方向性等を明らかにするものであり、その基本的な考え方は、以下のとおりである。

ホームレス自身の自助努力を基本として自立を支援

施策の実施に当たっては、ホームレス自身の自立への意欲を基本に支援していくものとする。なお、野宿生活の長期化、絶望等から自立意欲を失うに至った者等に対しては、相談援助活動等を通じて自立意欲を醸成していく必要がある。

ホームレス個々の状況の把握とこれに基づいた対応

ホームレスは、失業、疾病・障害、多重債務、家庭崩壊、社会生活への不適応など個々に複雑な社会的、個人的問題を抱えていることから、総合的かつきめ細かな対応策を必要とする。このため、これらに対応できる総合的な相談体制を整備し、ホームレスの個々のニーズに応じて保健・福祉対策、住居対策、就労対策などの施策を総合的に講じていく必要がある。

ホームレス問題に対する理解の促進

ホームレスの問題は、貧困、疾病、国籍等を理由として社会的に排除されている人々の問題（「社会的排除」（注8））としてとらえる必要があり、地域社会の健全な発展のために、地域社会全体でとり組まなければならない「地域福祉（注9）」の重要課題である。このような観点から、地域住民や関係機関の職員の理解の促進に努めていくことが重要である。

また、自立支援に向けた施策の実施にあたっては、公共施設の適正利用に関する施策との均衡に配慮するとともに、自立支援施策の実施結果等について地域住民等に情報提供していく必要がある。

県の役割

ホームレスには都市間流動の問題があること、地域によって関係団体の活動状況や市町村や地域住民の意識も大きく異なることなどから、県は広域的自治体として、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取り組みに関する情報提供等を行うとともに、啓発広報活動等を行う。また、政令市

を除く県域においては、施設の広域的な利用の促進を図るなど必要な施策を実施する。

また、ホームレス問題は、社会的・経済的な要因を背景に持つ広域的問題であるため、他の都道府県等との連携により雇用対策の充実等に関する国への働きかけや共通の課題に関する情報の収集等に努める。

市町村の役割

ホームレスの自立の支援にあたっては、地域に根ざしたきめ細かな対応を必要とすることから、基礎的自治体である市町村の果たす役割は重要である。また、ホームレスの数の違いや行政、住民の意識等ホームレスの問題に関する状況は市町村によって大きく異なっており、市町村は、こうした地域の実情に応じた施策の推進が必要である。

ホームレスの少ない市町村においては、総合的な相談体制の整備に努めるとともに、関係部局と連携し既存施策の活用を図るなどによりホームレスが少ない段階できめ細かな施策を実施し、問題の早期解決を図る必要がある。

ホームレス数が多い市部においては、ホームレスと地域住民とのあつれきが少なからず生じる等ホームレス問題が顕在化しつつある。このため、各市においては、上記の施策に加えて、基本方針や本計画の趣旨に即して、自立支援センターの設置やNPO等民間団体との協働等により施策の実施を図ることが必要であり、また、県その他の関係機関と連携を図り地域の実情に応じた実施計画を策定すること等により、各種施策の計画的な実施が期待される。

民間団体との連携・協働

ホームレス施策に社会福祉協議会、社会福祉士会（注10）、NPO、民生委員・児童委員等の果たす役割は重要である。施策を実施するにあたっては、これら民間団体との連携・協働を図る必要がある。

特に、ホームレスの自立支援の実績を有するNPOの活動を促進するため、各種情報の提供や事業の委託等協働事業の開発に努める必要がある。

また、社会福祉法人、高齢者・障害者関係団体等地域福祉の推進に実績のある民間団体との連携を検討する必要がある。

2 施策

(1) 総合的な相談体制の構築

施策の基本的な考え方

ホームレスに至る要因やその抱える問題は様々である。このため、ホームレスの個々のニーズを把握するとともに、そのニーズに的確に応えられるよう関係機関及び民間団体等が相互に連携した総合的な相談体制を構築していく必要がある。

具体的施策及びその内容

ア 総合相談体制の充実

保健福祉環境事務所（注11）を中心として、社会福祉協議会、社会福祉士会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉施設、公営住宅管理者及び公共施設管理者等とのネットワークを構築し、ホームレスからの相談に総合的に対応する。

また、相談窓口に自ら相談に訪れるホームレスが少ない現状にかんがみ、地域の実情に応じて巡回相談を実施する。

（担当）保健福祉部

イ 専門相談機関等の情報提供

上記の相談活動においては、相談結果に基づいて救護施設への入所指導、社会福祉施設の利用案内等のほか、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する専門の相談機関の紹介等具体的な指導を行なうとともに、職業安定機関等（注12）の関係機関への相談につなげる。

（担当）保健福祉部

ウ 自立に向けた生活情報等の提供

ホームレスに対し日常的に自立意欲を喚起するとともに自立に向けた活動に役立つ情報を提供するため、ホームレスを対象とした情報誌等の発行・配布を行う。

（担当）保健福祉部

エ 社会復帰への意欲の喚起

ホームレスの中には、野宿生活の長期化、絶望等から社会生活への復帰の意欲を失った者や一般社会生活から逃避している者が存在する。これらの者については、相談活動等を通じて自立意欲の喚起に努める。

(担当) 保健福祉部

(2) 保健・医療の確保

施策の基本的な考え方

路上の劣悪な生活環境の中で、健康に不安を抱えるホームレスの現状を踏まえ、健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進するとともに、疾病の予防、検査、治療等が包括的に行えるよう保健、医療及び福祉の連携・協力体制を強化していく必要がある。

具体的施策及びその内容

ア 健康相談、保健指導の実施

保健福祉環境事務所において、ホームレスの疾病の発見や健康維持・改善に努めるため、市町村等と連携して健康相談、保健指導等を行うなど、個々のニーズに応じた保健サービスが提供できる相談及び指導体制の整備に努める。

(担当) 保健福祉部

イ 医療機関との連携の促進

健康相談、保健指導等の結果、医療の必要があると思われるホームレスを発見した場合に当該ホームレスが適切な医療を受けられるよう、保健福祉環境事務所及び関係福祉事務所と医療機関との連携を促進する。

また、退院後に通院治療が必要な者に対しては、住居への入居の支援や社会福祉施設等への入所の検討を行い、適切な通院治療の確保に努める。

(担当) 保健福祉部

ウ 結核対策の効果的な推進

ホームレスは、厳しい生活環境の中で結核を発病しやすい状況にあることから、必要に応じて保健福祉環境事務所、関係市町村、医療機関、関係団体等で連絡会議を開催し、効果的な結核対策が行えるよう必要な方策を検討していく。

また、結核に罹患しているホームレスについては、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐために、訪問等による服薬対面指導等を実施する。

(担当) 保健福祉部

(3) 安定した居住の場所の確保

施策の基本的な考え方

就業の機会の確保又は福祉施策の活用等により地域社会において日常生活を営むことが可能となったホームレスに対しては、住居への入居の支援等により、安定した居住の場所を確保することが必要である。

このため、県・市町村が連携し、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策の展開を図ることが重要である。

具体的施策及びその内容

ア 民間賃貸住宅に関わる個人・団体との協力促進

ホームレスに安定した居住の場所が確保されるには、民間賃貸住宅の家主をはじめとした民間賃貸住宅に関わる団体等の理解が必要である。このため、民間賃貸住宅に関わる個人・団体に対し、研修等の場において法の趣旨等の周知を図り、ホームレス問題への理解を促しながら、以下の事項について協力を要請する。

(ア) 自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、自立支援センターその他福祉部局からの要請に対し、情報の提供を行うこと。

(イ) ホームレスに対し不当な入居拒否を行わないこと。また、その他不当な負担となることを賃貸の条件としないこと。

(担当) 建築都市部、保健福祉部

イ 県営住宅に係る中高年齢者のホームレスの単身入居・優先入居制度(注13)の活用

中高年齢者の単身者が多いホームレスの実態にかんがみ、自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情、住宅のストックの状況等を踏まえつつ、県営住宅について必要に応じて単身入居や優先入居の制度の活用等を図る。

(担当) 建築都市部

ウ 連帯保証人の確保に関する方策の検討

ホームレスの大半が家族・親族との連絡が途絶えているため、賃貸住宅の入居に必要な連帯保証人を確保できない。このため、賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人の確保に関する方策について検討する。

(担当) 保健福祉部

(4) 就業活動の支援

施策の基本的な考え方

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自身の働く意欲に基づく主体的な就業活動への取り組みを基本として、自立支援センターやNPO等が行うきめ細かな支援活動を通じ、就業活動に役立つ情報が効果的にホームレスに提供されるよう関係機関との連携を推進するとともに、事業主の理解促進に努める必要がある。

具体的施策及びその内容

ア 事業主等への情報提供等による協力・理解の促進

事業主等のホームレスの雇用に関する協力・理解を促進するため、広報誌「労働ふくおか」（注14）による広報を行うとともに、関係団体を通じた啓発活動等の推進を図る。

（担当）生活労働部

イ 就業活動支援情報の提供のための関係機関との連携

ホームレスの就業活動に役立つ情報がホームレスに対して提供されることが重要であることから、県で実施する就職支援セミナーや国の有する求人情報等、就業活動の支援に役立つ情報が、ホームレスの就業ニーズを把握している自立支援センター、NPO及び福祉事務所等に対して効果的に提供されるよう、関係機関との連携に努める。

（担当）生活労働部、保健福祉部

ウ 職業能力訓練機会の提供

求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、自立支援センター等において求職活動を行っているホームレスに対して、関係機関等と連携し、職業訓練機会の提供に努める。

（担当）生活労働部

（5）総合的な自立支援を図る場の確保

施策の基本的な考え方

相談事業によりホームレスの個々について、心身の状況、希望、意欲、能力等を把握した後は、それぞれのニーズに応じて自立を支援する段階に移行する。

ホームレスは就業活動においても、社会的諸手続においても、居住地が条件となることが多く、また、野宿生活の長期化等により日常生活管理能力や金銭管理能力等に問題があり、直ちに居宅生活に移行することが困難な者も多い。

このため、ホームレスを一定の期間入所させ、当面の住居を保障するとともに、生活訓練や職業相談等が実施できる施設が不可欠である。

具体的施策及びその内容

ア 無料低額宿泊施設（注15）等の設置促進と活用

政令市以外の県域における広域利用を図る観点から、社会福祉法人等による無料低額宿泊施設の設置を促進するとともに、この施設を活用してホームレスの自立を促進するため、生活指導等が実施できるよう必要な人材の確保等の支援を行う。また、救護施設の増床等を検討する。

（担当）保健福祉部

イ 自立支援プログラムの実施と関係機関との連携

無料低額宿泊施設等においては、ホームレスの個々の状況に応じた自立支援プログラム（注16）を策定し、生活相談・指導、職業安定機関等との連携による職業相談を実施するなど、計画的な自立支援が実施されるよう促進する。

（担当）保健福祉部、生活労働部

ウ 無料低額宿泊施設等に対する各種情報の提供

関係機関等と連携し、無料低額宿泊施設等に対して自立の支援に有効な各種情報の収集・提供に努める。

（担当）保健福祉部、生活労働部、建築都市部

エ 無料低額宿泊施設等退所後のアフターケアの実施

無料低額宿泊施設等を退所し、居宅生活に移行した者への援助が実施されるよう民間団体等との連携に配慮する。

（担当）保健福祉部

（6）生活保護法による保護の実施等

施策の基本的な考え方

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けることはない。こうした点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、当該ホームレスが抱える問題・状況を把握したうえで、必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所等保護の実施機関においては、以下の点に留意しホームレスの状況に応じた保護を実施する必要がある。

具体的施策及びその内容

ア 生活保護の実施

ホームレスの抱える問題・状況（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分把握したうえで、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

なお、ホームレスの抱える問題・状況の把握にあたっては、社会福祉士会、民生委員・児童委員、NPO等との連携に努める。

ホームレスの状況からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、救護施設や無料低額宿泊施設等において保護を行う。この場合、関係機関等と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を確保し、就業機会の確保、療養指導、金銭管理等の必要な支援を行う。

居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関等と連携して再びホームレスとなることを防止し、居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けて就業活動の支援等を行う。

（担当）保健福祉部

イ 女性ホームレスへの対応

女性のホームレスに対しては、性差に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて女性相談所や婦人保護施設等（注17）の関係機関との十分な連携を図る。

（担当）保健福祉部

（7）ホームレス問題への理解促進と人権への配慮

施策の基本的な考え方

ホームレス問題を解決するためには、ホームレスを地域社会とのつながりの中で支えていくことが必要であり、地域住民に対し、ホームレスの実態や要因・背景等について情報を提供し、ホームレスに対する偏見や差別の解消に努める必要がある。

このため、関係者だけでなく広く地域住民等に対して啓発していくとともに、ホームレスの自立支援の施策の内容や実施結果等についても情報提供を行い、理解と協力を得ていくことが重要である。

具体的施策及びその内容

ア 地域住民への啓発広報活動等の推進

インターネット等を活用し、ホームレス問題に対する地域住民の意識を把握するとともに、施策の内容や実施結果等について情報の提供や啓発広報活動等をおこない、理解と協力の促進に努める。

(担当) 保健福祉部

イ 関係機関の職員への研修の実施

関係機関の職員を対象とした研修や会議等において、施策の内容や実施結果等について情報の提供等を行う。

(担当) 保健福祉部

ウ ホームレスへの暴力・嫌がらせ等への適切な対応

NPO等からの連絡や相談事業等により、ホームレスに対する通行人からの暴力、近隣住民等からの嫌がらせ等の人権侵害事案を認知した場合には、当該事案に即した適切な解決が図られるよう関係機関相互の連携を促進する。

(担当) 保健福祉部、土木部、建築都市部、警察本部

エ 無料低額宿泊施設等における人権への配慮

無料低額宿泊施設等においては、入居者の人権と尊厳の確保に十分配慮するとともに自己決定権が尊重されるよう促進する。

(担当) 保健福祉部

(8) 地域における生活環境の確保

施策の基本的な考え方

都市公園、河川及び道路その他の公共の用に供する施設をホームレスが起居の場所とすることにより、その適正な利用が妨げられるなど地域の生活環境の悪化が認められるときには、ホームレスの人権に配慮しながら、地域の生活環境の適正化を図る必要がある。

また、ホームレスが存在する地域においては、地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るため、ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力を得つつ、地域安全活動、指導・取締り等を実施していく必要がある。

具体的施策及びその内容

ア 公共施設の適正な活用の推進

ホームレスが起居の場所とすることにより都市公園、河川及び道路その他の公共の用に供する施設の適正な利用が妨げられているときには、当該施設を管理する者と福祉部局等が連絡調整のうえ、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、当該施設の適正な利用を確保するために、施設内の巡視、施設を占拠する者に対する物件の撤去指導等を適宜行う。また、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分（注１８）等の措置を行う。

（担当）土木部、建築都市部、保健福祉部

イ 地域における不安の除去と事件・事故の防止

地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する事件・事故の防止活動を推進するため、警察とホームレス担当部局等が連携の強化を図る。

（担当）警察本部

(9) 民間団体との連携の強化

施策の基本的な考え方

ホームレスの自立を支援するためには、社会福祉協議会、社会福祉士会、民生委員・児童委員、NPO等の民間団体との連携・協力が不可欠である。特に県内のNPOには、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、個々の事情に対応したきめ細かな自立の支援活動を行う等重要な役割を果たしている団体もあることから、当該NPOより自立支援活動に係るノウハウ等の提供を受け、その共有化を図るとともに具体的支援策のあり方等の検討を行っていく必要がある。

具体的施策及びその内容

ア 行政と民間団体等との連携の強化

関係機関、社会福祉協議会、社会福祉士会、民生委員・児童委員、NPO等で構成する協議会を設置し、ホームレスに関する各種の問題点等について議論するとともに、具体的な対応策を企画・立案する等により、本計画の推進を図る。

(担当) 保健福祉部

イ 民間団体への各種情報の提供

民間団体に対して、本計画や各種取り組みについて情報提供を行うほか、特にNPOに対して各種支援情報の提供、各種助成制度利用等に係る手続きへの支援などを行う。

(担当) 保健福祉部、生活労働部

ウ 民間団体との連携・協働

ホームレスの自立を支援するため県が行う施策について、民間団体に委託するなど、その能力の積極的な活用を図るとともに、その育成についても配慮する。

(担当) 保健福祉部

(1 0) 地域福祉の推進

施策の基本的な考え方

近年の福祉行政をめぐる様々な課題の背景として、家族や近親者の扶養機能の低下や地域住民の社会的つながりの希薄化が指摘されている。ホームレスは、ホームレス状態に陥る過程において家族関係や人間関係などを喪失している者が多い。こうした関係性の喪失は、ホームレスのみならず、深夜徘徊する青少年などさまざまなきずなを喪失しつつある社会全体の問題として捉える必要がある。

よって、ホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、地域福祉の推進を図ることが重要である。

具体的施策及びその内容

ア 地域福祉計画の策定

地域福祉の総合的・計画的な推進を図るため、ホームレス等を社会的に排除するのではなく、社会に統合する「共に生きる社会づくり」という視点を加味した福岡県地域福祉支援計画（注19）を策定するとともに、市町村地域福祉計画の策定を支援する。

（担当）保健福祉部

イ NPOやボランティアの活動を促進する環境づくり

県民がホームレスに関するボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、福岡県NPO・ボランティア支援センター、県社会福祉協議会等が行うボランティア活動の普及に関する各種事業との連携を図るとともに、関係市、関係機関、社会福祉協議会、社会福祉士会、民生委員・児童委員、NPO等で構成する協議会からNPOやボランティアの活動に関する情報発信等を行い、NPO等が活動しやすい環境づくりを進める。

（担当）保健福祉部、生活労働部

ウ 民生委員・児童委員との連携強化

民生委員・児童委員は県内で約8千人が委嘱され、地域における多様な福祉ニーズの発見、関係機関との連携による問題解決が期待されている。こうした期待に応え、より自主性、積極性をもった民生委員・児童委員活動が行われるよう人材の確保や資質の向上を図りながら、ホーム

レス問題への積極的な関与を促進する。

(担当) 保健福祉部

エ 地域福祉権利擁護事業の推進

野宿生活から脱却し居宅生活に移行したホームレスのうち、判断能力が不十分な者に対して福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業について、関係機関やNPOなどへの周知や広報啓発を行うことにより、制度の普及に努める。

(担当) 保健福祉部

オ ホームレスとなるおそれのある者の生活相談等の実施

日雇労働者や単身の失業者等ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対して、関係機関が相互の連携のもとに相談活動を実施し、具体的な相談内容に応じて福祉事務所及び関係機関等への相談につなげ、野宿生活に至ることのないように配慮する。

(担当) 保健福祉部

第3 実施計画の推進体制

本計画の実施にあたっては、次の取り組みを通じて計画的、効果的な推進を図る。

1 福岡県ホームレス自立支援推進協議会（仮称）

関係市、関係機関、社会福祉協議会、社会福祉士会、民生委員・児童委員、NPO等からなる「福岡県ホームレス自立支援推進協議会（仮称）」を設置し、自立支援策の検討及び情報交換、県民への啓発広報活動の推進等を行う。

2 地域における自立支援ネットワークづくり

政令市を除く県域を対象に社会福祉士による巡回相談、福祉事務所に対する助言等を行い、当該各地域における自立支援ネットワークづくりを促進する。

3 ホームレス自立支援実施計画推進会議（仮称）

庁内関係課による「ホームレス自立支援実施計画推進会議（仮称）」を設置し、本計画の円滑な推進を図る。

4 その他

（1）関係機関職員研修会の開催

関係機関職員等を対象にホームレス問題についての理解を深め、ホームレス支援策への取り組みを促す。

（2）福祉事務所との連携

福祉事務所に対して積極的に情報提供等を行い、福祉施策等への取り組みを促す。

（3）国、他都道府県等との連携

国との連携を強化して各種情報の収集に努めるとともに、全国自治体ホームレス対策連絡協議会（注20）や九州・山口ホームレス問題連絡協議会（注21）を通じて情報交換、国等の関係機関との調整・意見具申等を行う。

(用語の解説)

注1 「ホームレスの自立支援方策に関する研究会」

ホームレスに関する分析、効果的な自立支援方策について、学際的な研究を行うため、厚生労働省社会・援護局が平成11年7月に設置。

平成12年3月、「総合的な相談・指導体制の確立の必要性」及び「自立支援センターの運営のあり方」等を内容とする研究会報告「ホームレスの自立支援方策について」をとりまとめた。

注2 「緊急一時宿泊施設（シェルター）」

都市公園等でテント張り・小屋掛けにより生活するホームレスに対して、緊急一時的な居住場所を提供することによって、ホームレスの健康状態の悪化等を防止し、併せて公共施設の適正利用等を図る施設。

注3 「自立支援センター」

ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談、指導等を行い、自立意欲を喚起させるとともに、公共職業安定所との連携のもとで職業相談・紹介等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援する施設。

注4 「救護施設」

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第38条に基づく保護施設のひとつ。身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者（保護を必要とする状態にある者をいう。ホームレスに限らない。）を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。食事や日常生活費の支給の他、医療相談、生活訓練等を実施している。

県内に5施設（福岡市1、北九州市2、大野城市1、田川郡香春町1、定員合計は305人）ある。

注5 「NPO」

NPO「Non-Profit Organization」とは、民間の非営利組織のことである。一般的には、福祉や環境、国際協力、人権問題などの社会的な課題に市民が主体的に取り組んでいる非営利の団体を指すが、NPOに含まれる団体の範囲については、狭義から広義まであり、国内でも海外でも使い方は統一されていない。

本計画では、「ホームレスの自立支援を行う特定非営利活動法人・ボランティア団体及び市民活動団体」を「NPO」と表記している。

注6「配偶者からの暴力(DV)」

夫やパートナーからの暴力的行為により、心身の安全が脅かされる状況をいう。

注7「家族や近親者の扶養機能の低下と地域住民の社会的つながりの希薄化」

少子・高齢化や核家族化の進展に長期不況による収入の減少などが加わり、家庭や近親者の扶養機能が低下し、経済的な支援が難しくなっている。また、都市の無関心と個人主義の高まり等により地域社会の共に支え合う機能が脆弱化してきている。これらのことが、社会的排除を生む要因のひとつと考えられている。

注8「社会的排除」

「社会的排除」と対をなす言葉が「社会的内包(ソーシャル・インクルージョン)」である。

「ソーシャル・インクルージョン」は、「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会(厚生省社会・援護局)報告書」(平成12年12月)で用いられた。「イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国で近年の社会福祉の再編にあたって、その基調とされている概念。貧困者や失業者、ホームレス等を「社会から排除」された人々として捉え、その市民権を回復し、再び社会に参入させることを目標としており、その実現に向けて公的扶助や職業訓練、就労機会の提供等が総合的に実施されている。」(同報告書より)

注9「地域福祉」

社会変動によってもたらされた地域住民の生活上の困難に対して、行政サービスのみには依存しないで、住民の運動や活動に行政が参加することを通じて、住民が主体的にニーズの解決を図ろうとする動きを基盤として成立した概念である。「地域福祉」は、住民の暮らしの場である地域の社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉事務所、社会福祉施設等を拠点とし、住民、老人クラブ、ボランティア、在宅福祉サービス事業者等の自主的活動をそれぞれの役割分担を明確にして展開し、地域福祉ネットワークの組織化を図るなどにより、地域の福祉を高めようとするものである。

注 1 0 「社会福祉士会」

社会福祉士とは、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う」（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年 5 月 2 6 日法律第 3 0 号）第 2 条）ことを業とする国家資格を有する専門職をいう。

全国組織として「（社団法人）日本社会福祉士会」、全都道府県に支部がある。

注 1 1 「保健福祉環境事務所」

本県においては、平成 1 4 年 9 月、保健福祉部門・環境部門・福祉事務所機能の一体化により住民サービスの向上を図るため、社会福祉法（昭和 2 6 年 3 月 2 9 日法律第 4 5 号）第 1 4 条第 1 項に基づき設置される「福祉事務所（県福祉事務所は郡部を所管。）」と地域保健法第 5 条に基づき設置される「保健所（県保健所は、両政令市、大牟田市を除いた市町村を所管。）」が統合され、保健福祉環境事務所と名称変更された。

福祉部門に関しては、現業員（ケースワーカー）等が配置され、生活保護、児童、母子、障害者及び老人の福祉に関する事務等を所管している。

なお、県保健福祉環境事務所は 1 3 か所設置されている。このほか、県内の市部には、市福祉事務所が 2 2 市に 3 6 か所（うち両政令市に 1 4 か所。）ある。

保健部門に関しては、医師、保健師及び薬剤師等が配置され、地域住民の健康の保持及び増進を図るため、栄養改善及び食品衛生、環境衛生、老人保健、精神保健、疾病予防に関する事業等を行っている。

なお、県保健福祉環境事務所 1 3 か所のほかに、福岡市 7 か所、北九州市 1 か所、大牟田市 1 か所の保健所が設置されている。

注 1 2 「職業安定機関等」

厚生労働省福岡労働局及び県内公共職業安定所 1 6 か所をいう。

注 1 3 「単身入居、優先入居制度」

公営住宅法（昭和 2 6 年 6 月 4 日法律第 1 9 3 号）によれば、公営住宅の入居資格は同居親族等があること（同法第 2 3 条第 1 号）が原則であるが、老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者であって、収入要件（身体障害者の場合、2 6 万 8 千円以下であること。）を満たしている場合は、単身入居が認められている（同条第 2 号及び同法施行令第 6 条）。

また、各事業主体（県、市町村）が条例に規定を設けて、一定の要件を満たしている場合に優先入居制度を設けている場合があり、本県の場合、「福岡県営住宅条例（平成9年7月7日福岡県条例第69号）第9条第2項」に基づいて運用されている。

注14 「広報誌「労働ふくおか」」

県や国の労働政策の方向、諸制度、具体的事業、その他労働行政に関する知識・情報等の周知のため、労組、事業所、関係機関等を対象として、県労働政策課で作成する広報誌。約3,000部を年4回発行。

注15 「無料低額宿泊施設」

社会福祉法第2条第3項に規定されている第2種社会福祉事業のひとつ「無料低額宿泊事業」の経営を行うための施設。住宅困窮者に対し、無料又は低額な料金で宿泊場所を提供することを目的とする。

なお、第2種社会福祉事業は、届け出をすれば誰でも経営できることとなっている。

注16 「自立支援プログラム」

ホームレスの個々の状況に応じた自立への道筋と必要な支援策を示すもの。具体的には、相談事業や関係者からの聴取等に基づきアセスメント（年齢、自立意欲、健康状態、居宅生活の可否等から総合評価）を行い、必要な支援策を提示する。

なお、プログラムは、大別して就労支援（失業者対象）、生活支援（要援護者対象）、社会支援（地域で生活していくことが予定される者対象）の3類型がある。

注17 「女性相談所、婦人保護施設」

「女性相談所」

売春防止法（昭和31年5月24日法律第118号）第34条に基づき各都道府県に設置されている女性のための相談機関。元々は、売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護を行う施設であったが、女性に関する様々な相談に応じており、平成13年4月に成立した配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置づけられている。

「婦人保護施設」

売春防止法第36条により都道府県や社会福祉法人などが設置する女性を対象とした保護施設。元々は、売春を行うおそれのある女子を収容保護する施設であったが、家庭環境の破綻や生活の困窮など様々な事情を抱えている女性も保護の対象としている。平成13年4月に成立した配偶者暴力防止法により、配偶者からの暴力の被害者の保護を行うこととされた。

注18「監督処分」

都市公園、河川及び道路の管理者が都市公園・河川・道路の管理の障害を除去するための措置を命じること。

都市公園、河川及び道路の保全及び利用の確保のためには、これら施設の管理の障害となる事実が生じた場合などに、障害を除去するための有効適切な措置を講じる必要がある。このため、都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第11条、河川法（昭和39年7月10日法律第167号）第75条第1項及び道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第71条第1項において、一定の違反者や同法により許可を受けた者に対して行為や工事の中止など必要な一定の措置をなすよう命じることができることとされている。

注19「地域福祉支援計画」

地域福祉支援計画は、社会福祉法第108条の規定に基づき、都道府県が策定するもので、市町村地域福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定め、その内容を公表するものとされている。

注20「全国自治体ホームレス対策連絡協議会」

ホームレス問題を抱える都市及び都府県が相互に緊密に連絡や強調を図るとともに、先進的事業例等に関する情報交換並びに共通する課題に関する国等の関係機関との連絡・調整及び意見交換・具申等を図るため、平成15年7月22日に設置された。

設置当初は、4都府県、8政令市、6特別区が参加しており、本県は平成15年8月から参加している。

注21「九州・山口ホームレス問題連絡協議会」

ホームレス問題について、相互に情報交換及び意見交換を行うことを目的として平成15年5月29日に設置された。

山口県、九州各県（沖縄県を除く。）、北九州市、福岡市が参加している。